

<陳述書（抜粋）>

過料をめぐる最高裁の判決文には、「宗教団体の解散は信者の信仰に制限をかけるものではない」との趣旨が記載されているそうですが、実質「社会的抹殺」です。個々の「信仰生活」だけでなく、信者およびその家族の「国民としての生活そのもの」が著しく脅かされており、想像を絶する未来に胸が締めつけられる思いです。

二〇二三年十月十三日に家庭連合に対する解散命令請求が出されてから、約二年が経とうとしています。本件は非訟事件として扱われており、文部科学省・教団・裁判所の間でどのようなやり取りが交わされているのか、詳細を知らされないまま、二〇二五年三月二五日、東京地方裁判所により解散命令が下されました。

判決文には、「二〇〇九年以降、家庭連合は根本的な改善がなされておらず、その結果、推定有罪と判断する」との趣旨が記されているようです。**文部科学省からの質問権に対し、教団側が約二割の質問に回答しなかったことを理由に、教団会長に過料十万円が科されました。この回答しなかった部分が推定有罪の根拠となったのか、説明はなされておらず、教団側が情報を隠したのか、それとも質問内容自体に問題があったのか、真実は不透明なままです。**

さらに深刻なのは、**文部科学省が提出した証拠の中に、事実と異なる内容が含まれていた可能性がある**と報道されている点です。文科省による捏造の疑いを指摘した人々は、家庭連合側が選定した人々ではありません。文科省が「被害者」として選定し、ヒアリングを行った人々の証言です。本当に国が裁判の信用性を揺るがす行為を行ったとすれば、司法の正当性を揺るがす極めて深刻な問題であり、なぜそのようなことが起きたのか、疑問を抱かずにはいられません。

非訟事件という手続きの性質上、私たちには何が起きているのかを知る手段がほとんどありません。何も知らないまま、暗闇の中で、「解散」という決定を下されてしまいました。

したがって、私は利害関係参加を通じて裁判に積極的に関わり、事実を確かめたいと強く願っています。これは本申し立てをする八名のみの思いではありません。私たちの呼びかけに対し、**約四万人の信者および賛同者による署名が集まっており、信者をはじめ多くの人たちが、非訟事件として審議されていることへの疑念や、教会の未来に対する深い不安と切実な思いを抱えています。**

裁判の透明性を求め、正当な手続きがなされているのかを確認することは、信教の自由と人権を守るためにも不可欠です。教会がなぜこのような判断を受けるに至ったのか、その過程と根拠を正しく知る義務と責任が、私たち信者一人ひとりにあると感じています。よって、信者を代表する立場で利害関係参加を申請いたします。